

■ 入札制度改正のお知らせ

松本市上下水道局では、松本市に合わせて建設コンサルタント業務における最低制限価格制度等の改正を行います。

令和6年9月1日以後に行う入札の公告又は指名通知に係るものから適用します。

■ 【改正する制度】

- 1 松本市上下水道局最低制限価格制度
- 2 松本市上下水道局低入札価格調査制度

■ 【改正の内容】

- 「測量に係る業務」、「土木関係の建設コンサルタントに係る業務」、「地質調査に係る業務」及び「補償関係コンサルタントに係る業務」における最低制限価格の設定に用いる算入率の見直し

最低制限価格		
区分	改正前	改正後
算入率	【測量に係る業務】 設計金額における ・直接測量費 × 1.00 ・測量調査費 × 1.00 ・諸経費 × <u>0.48</u>	【測量に係る業務】 設計金額における ・直接測量費 × 1.00 ・測量調査費 × 1.00 ・諸経費 × <u>0.50</u>
	【土木関係の建設コンサルタントに係る業務】 設計金額における ・直接人件費 × 1.00 ・直接経費 × 1.00 ・その他原価 × 0.90 ・一般管理費等 × <u>0.48</u>	【土木関係の建設コンサルタントに係る業務】 設計金額における ・直接人件費 × 1.00 ・直接経費 × 1.00 ・その他原価 × 0.90 ・一般管理費等 × <u>0.50</u>
	【地質調査に係る業務】 設計金額における ・直接調査費 × 1.00 ・間接調査費 × 0.90 ・解析等調査業務費 × 0.80 ・諸経費 × <u>0.48</u>	【地質調査に係る業務】 設計金額における ・直接調査費 × 1.00 ・間接調査費 × 0.90 ・解析等調査業務費 × 0.80 ・諸経費 × <u>0.50</u>

最低制限価格		
区分	改正前	改正後
算入率	【補償関係コンサルタントに係る業務】 設計金額における	【補償関係コンサルタントに係る業務】 設計金額における
	・直接人件費 × 1.00	・直接人件費 × 1.00
	・直接経費 × 1.00	・直接経費 × 1.00
	・その他原価 × 0.90	・その他原価 × 0.90
	・一般管理費等 × <u>0.45</u>	・一般管理費等 × <u>0.50</u>

●低入札価格調査基準価格（上限・下限値）の上限値の引上げ（特に必要と認めるものについてののみ）

	調査基準価格	
	改正前	改正後
上限	予定価格の85～90%	予定価格の85～90%
下限値	ただし、総務課長等が特に必要と認めるものについては、予定価格の60～ <u>80%</u> （測量に係る委託業務の場合は60～82%、地質調査に係る委託業務の場合は2/3～85%）の範囲内とすることができる。	ただし、総務課長等が特に必要と認めるものについては、予定価格の60～ <u>81%</u> （測量に係る委託業務の場合は60～82%、地質調査に係る委託業務の場合は2/3～85%）の範囲内とすることができる。

※ 建設コンサルタント業務については、通常「最低制限価格制度」を適用し、原則として設計金額が50万円を超える競争入札を対象とします。